

【新】販路開拓事業費補助金について

【名称】島田市海外展示会出展事業費補助金(案)

対象者	対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
市内で操業している中小企業者、協同組合等	海外での展示会、見本市への出展等事業	<展示会等出展費> 運搬費、会場借料(出展料)、会場装飾費	1/2 以内	40 万円
		<海外向け広告宣伝費> デザイン料、印刷料、翻訳料、Web サイト作成料(いずれも外国語のものに限る)		
		<外国出願申請費(特許・意匠・商標)> 各種出願手続きに係る委託料、翻訳料		
		<国際規格等認証取得申請費> 検査料、試験料、外部委託料、翻訳料		

1) 事業の概要

日本国内での人口減少による将来的な消費の先細りや、アフターコロナにおける海外でのジャパンプランドへの需要の高まりを見据え、海外での新たな販路開拓へ挑戦する市内の中小企業等への支援を目的として、海外で開催される展示会や見本市への出展等に要する経費の一部を補助する。 ※同一年度内においては、1企業につき1回限りの交付とする。

2) 補助制度と連動した新たな取り組み

補助制度を有効に活用できるよう、海外販路開拓に挑戦する事業者に向け、諸外国の市場の状況等の最新情報や海外進出に必要な基礎知識、中小企業の海外展開の事例に関するセミナーや個別相談会を日本貿易振興機構(JETRO 静岡)と連携して実施する。